

タイトル	18 世紀フランスにおける絹糸生産の管理と女性労働者 — 1751 年ラングドック地方長官命令をめぐる闘争 —
著者	仲松, 優子; NAKAMATSU, Yuko
引用	北海学園大学人文論集(78): 107-130
発行日	2025-03-31

18 世紀フランスにおける 絹糸生産の管理と女性労働者 — 1751 年ラングドック地方長官命令をめぐる闘争 —

仲 松 優 子

はじめに

18 世紀フランスの工業化は、産業革命に先立つ工業化として、「プロト工業化」という用語でしばしば表現される。1970 年代にフランクリン・F. メンデルスは、ヨーロッパのおもに農村でみられた工業化の過程と人口増加といった社会変容をモデル化し、プロト工業化論として提示した¹。これ以降、このモデルに基づく多くの実証研究が行われ、それと同時にモデルに対して多くの批判も向けられ、議論が活発に行われた。

しかし、プロト工業化の主軸の分野であった繊維産業において、動員された労働者の多くが女性であったことは、いまだにプロト工業化論の論点としてほとんど取り上げられていない。女性が労働の現場に存在したことに言及した場合にも、女性が男性を主軸とする家族経済の中でそれに追従する存在であるとして軽視され、女性の主体的な経済活動への関与を問題にできていないといえるだろう²。

¹ Franklin F. Mendels, « Proto-industrialization: The First Phase of the Industrialization Process », *The Journal of Economic History*, vol. 32, no 1, 1972, pp. 241-261 (石坂昭雄訳「プロト工業化—工業化過程の第一局面—」メンデルス, F./ R.ブラウンほか(篠塚信義・石坂昭雄・安元稔編訳)『西欧近代と農村工業』北海道大学図書刊行会, 1991 年所収)。

プロト工業化論の多くが、女性労働者の問題を扱うことができていないことと対照的に、この時期の女性労働に関する実証研究そのものは蓄積されている。1919年のアリス・クラークの研究にはじまり、1970年代のフェミニズム運動が刺激となって、ヨーロッパ女性労働史研究は、今日まで多くの成果を生み出している³。本稿に直接関係する近世フランス女性労働史研究に限っても、近年研究が大きく発展してきた。女性が多岐多様な領域で、「補助的」とされながらも実際には必要不可欠な労働を担っていたことが、実証的に明らかにされ⁴、さらには女性労働者の労働観念や経済観念に接近する研究も生まれている⁵。

本稿は、プロト工業化の時代に、南フランスのラングドック地方で発展した絹糸生産を分析対象とし、その労働の担い手として中心を占めた女性労働者に光をあてていくものである。ラングドック地方の絹工業に関するこれまでの研究では、拠点となった都市ニームと、その後背地に位置する山岳地帯であるヴィヴァレ地方がおもな対象となってきた⁶。ただし、18

² プロト工業化論をジェンダーの視点で再検討する必要があることについては、仲松優子「18世紀フランスにおけるプロト工業化とジェンダー」浅田進史・榎一江・竹田泉編『グローバル経済史にジェンダー視点を接続する』日本経済評論社、2020年、75-100頁。

³ Alice Clark, *Working Life of Women in the Seventeenth Century*, 1919 (reprint, London: Routledge & K. Paul, 1982); Louise A. Tilly et Joan W. Scott, *Women, Work, and Family*, New York: Holt, Rinehart and Winston, 1978 (2nd edition, 1987).

⁴ Daryl M. Hafter et Nina Kushner (dir.), *Women and Work in Eighteenth-Century France*, 2015, Baton Rouge: Louisiana State University Press; Deborah Simonton et Anne Montenach (dir.), *A Cultural History of Work: In the Age of Enlightenment*, London: Bloomsbury Academic, 2019.

⁵ Katie, Jarvis, *Politics in the Marketplace: Work, Gender, and Citizenship in Revolutionary France*, New York: Oxford University Press, 2019; Anne Montenach, « Genre, travail et pouvoir dans la Grand Fabrique lyonnaise au XVIIIe siècle », *Entreprises et histoire*, no 107, 2022, pp. 17-29.

世紀のラングドック地方の絹工業を扱った研究はそれほど多くない。ラングドック地方の工業が伝統的に毛織物工業を中心としたものであったこと、そしてラングドック地方の絹工業の最盛期が 19 世紀半ばであったこととも関係しているといえるだろう。また、既存の絹工業研究は、技術や産業の発展を跡付けることを問題設定としており、企業家や技術者、ギルドや諸権力の動向を分析の中心におくものであった。女性および男性労働者についても言及はあるが、労働者や労働をめぐるジェンダーが主題となっているわけではない。

本稿では、18 世紀ラングドック地方における絹糸生産の領域で、さまざまな権力や企業家たちが女性労働者を動員して、労働のあり方を管理・統制しようとした点と、こうした動きに対する女性労働者の抵抗を分析する。繭から糸を引き出す繰糸の作業のほとんどが家内労働として担われていた状況は、18 世紀をとおして変わらなかったが、諸権力や企業家はその労働を管理することを試み、作業場やマニュファクトゥアへの労働者の集約を模索していた。こうした動きに連動し、労働の現場では雇用側と女性労働者の間で軋轢や紛争が起き、労働のあり方をめぐって交渉が行われていた。

⁶ ニームについては以下の研究がある。Léon Dutil, « La fabrique de bas à Nîmes au XVIII^e siècle », *Annales du Midi: revue archéologique, historique et philologique de la France méridionales*, tom. 17, no 66, 1905, pp. 218-251; idem, « L'industrie de la soie à Nîmes jusqu'en 1789 », *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, tom. 10, no 4, 1908, pp. 318-343; Line Teisseyre-Sallmann, *L'industrie de la soie en Bas-Languedoc, XVII^e-XVIII^e siècles*, Paris: École des Chartes, 1995. ヴィヴァレ地方については以下の研究が挙げられる。Elie Reynier, *La soie en Vivarais. Etude d'Histoire et de Géographie économiques*, Largentière: Imprimerie Mazel, 1921; Yves Morel, *Les Maîtres du Fil: Histoire du Moulinage vivarois du XVIII^e siècle à nos jours*, 3 tomes, Privas: Mémoire d'Ardèche et Temps Présent, 2002. 桑苗業についての博士論文も最近発表された。Jean-Baptiste Verot, *L'arbre d'or et l'économie politique: Une histoire de la culture du mûrier en France (XVII^e-XVIII^e siècles)*, Thèse de doctorat d'Avignon Université, 2023.

こうした紛争や交渉の過程を分析することとおして、絹糸生産における女性労働のあり方を明らかにし、女性労働者の労働に対する意識や主体的な行動の一端に接近することが本稿の目的である。

史料としては、ラングドック地方の経済政策において、王権の代理人として最も大きな権力をもった地方長官の関連史料をおもに用いる。地方長官は各種の命令を出すのと同時に、補佐官や諸権力、企業家たちから報告や請願を受け、さらには紛争の解決にかかわった。こうした地方長官のもとに集積された多様な史料からは、経済政策が決定されあるいは変更されていく過程や、制度の実態もみえてくる。

以下では、まずフランス絹工業の発展の経緯とラングドック地方の位置づけを確認し、王権や地域権力が絹糸生産に対してどのように介入したのかをみていく。次に諸権力が繰糸について規律化を進めることを目指して発布した各種の命令の中身を分析していく。この一連の命令の中で転機となったのが1751年地方長官命令であった。これはそれまでの諸権力の命令を超えて、労働者管理の強化を強く打ち出したものであった。最後に、この18世紀末まで効力を持った1751年命令に対する労働の現場の反応について、特に女性労働者の抵抗と交渉に焦点をあてていくこととする。

1 フランスの絹工業とラングドック地方

(1) ラングドック地方における絹工業の広がり

フランスの絹工業を考える場合、南フランスの重要性を指摘することができる。南フランスには、イタリアを経由して、王国のなかでも早く13世紀頃から絹織物業が導入された。また、温暖な気候は養蚕にも適しており、南フランスでは絹織物業だけでなく養蚕や絹糸生産が広がった。14世紀半ばには、ラングドック地方で桑の栽培が行われていたことが確認されている⁷。

17世紀初めまでは、ヨーロッパの絹工業において、イタリアが圧倒的に支配的な地位を占めていたが、18世紀以降のイタリアでは絹織物業が衰退

し、絹糸生産への切り替えが進んだ⁸。イタリアの絹織物に代わって台頭していくのがフランス産品である。フランスの絹織物業の中心都市であったリヨンでは急激に生産が拡大し、18 世紀には高級織布の生産地としてヨーロッパ随一の地位へと躍り出るようになった⁹。

リヨンで高級織布の生産が急拡大した時期と同じく、18 世紀にラングドック地方でも絹工業が発展した。ラングドック地方の商工業の中心都市であったニームでは、毛織物業から絹工業への転換が起きており、リヨンと異なり絹靴下や安価な絹製品の生産に力点が置かれ、リヨンに次ぐフランス絹工業の中心都市となった¹⁰。ニームでは、絹製品の生産だけでなく、絹糸生産やくず糸を用いた絹紡糸生産も行われ、周辺農村も生産ネットワークに組み込まれた。絹糸生産の領域で、ニームと並んでラングドック地方で重要な拠点となったのが、ヴィヴァレ地方である。ラングドック地方北部に位置するヴィヴァレ地方は、リヨンと近接しており、そのためリヨンの高級織布に使用する絹糸の生産に重点が置かれた。高級織布の原料としての絹糸には、撚りをかける撚糸の工程が必要であり、ヴィヴァレ地方では、製糸業や撚糸業、そして養蚕もまた急速に発展していった¹¹。

18 世紀当時のリヨンおよびラングドック地方の絹製品の原料となった絹糸は、おもに外国産に依存しており、なかでもイタリア産が多かった。リヨンやニームにおける絹織物業は拡大していったが、18 世紀の相次ぐ戦

⁷ Reynier, *op.cit.*, p. 12.

⁸ Roberto Tolaini et Francesco Battistini, « Lyon et l'Italie séricicole du XVIIe au XVIIIe siècle », dans Jean-Louis Gaulin et Susanne Rau (dir.), *Lyon vu/e d'ailleurs (1245-1800): échanges, compétitions et perceptions*, Lyon: Presses universitaires de Lyon, 2010, pp. 193-212.

⁹ フランス王権は、15 世紀からトゥールとリヨンを絹織物業の中心都市として支援していた。Reynier, *op.cit.*, p.12.

¹⁰ Teisseyre-Sallmann, *op.cit.*

¹¹ リヨンに近接したヴィヴァレ地方での蚕糸業や撚糸業の発展については、Reynier, *op.cit.*; Morel, *op.cit.*

争などの国際情勢を背景として、絹糸の国外依存はフランスの絹工業の危機をたびたび引き起こしていた。安定的な原材料の確保と安価な原料の調達は、しだいに現場の企業家たちや王権ならびに地域権力の強い要望となり、国内産絹糸への切り替えが目指された。こうした状況のなかで、ラングドック地方では絹糸生産の急拡大と、労働者の動員が進められていくことになるのである。

(2) 絹糸生産への王権および地域権力の介入

ラングドック地方では、中世以来、毛織物工業が中心的な産業であり、王権の政策でも毛織物工業に重点が置かれていた。17世紀後半のコルベールによる重商主義政策のもとで、ラングドック地方はレヴァント向け毛織物の生産地として位置づけられ、以降フランス革命にいたるまで、ラングドック地方の主要な産業は毛織物工業であり続ける。

しかし、こうした王権によるラングドック地方の産業政策に反するかたちで、地域権力であるラングドック地方三部会とその下部組織であるヴィヴァレ地方三部会は、早くから絹工業への関心をもち、17世紀末から振興策を実施していた¹²。また、王権のリヨンを重点化した政策に対して、特に絹関連製品の関税問題について王権と交渉を重ね、ラングドック地方の絹工業に必要な絹糸の輸入や、製品の輸出において、リヨンを経由せずに直接取引できる体制が目指された¹³。1743年に輸出製品については、リヨ

¹² Stéphane Durand et Elie Pélaquier, « La politique manufacturière des États », dans Stéphane Durand et al. (dir.), *Des États dans l'État. Les États de Languedoc, de la Fronde à la Révolution*, Genève: Librairie Droz S.A., 2014, pp. 765-791. 例えば桑の植林事業については、1687年から支援を実施していた。Elie Pélaquier, « Production et commerce agricoles », dans *ibid.*, pp. 808-809.

¹³ リヨンを中心とした王権の絹工業政策に関連する関税政策の展開と、ラングドック地方三部会の関わりについては、以下が詳しい。Teisseyre-Sallmann, *op. cit.*, pp. 46-53.

ンでの課税は免除されることになったが、輸入された原材料がリヨンで課税される制度については、一時的な廃止はありながらも、基本的に 18 世紀をととして変わることはなかった。

関税問題についてラングドック地方に全面的に譲歩することがなかった王権だったが¹⁴、リヨンの絹織布の発展に寄与する繭や絹糸の生産、高級織布用の撚糸業の発展には、力を注ぐことになった。1750 年代から、ラングドック地方三部会やヴィヴァレ地方三部会と連携して、技術改良への財政支援を開始し、発明家のヴォーカンソンをラングドック地方に招聘し、当時のフランスの最先端の技術を導入する場としてラングドック地方は選ばれた¹⁴。そして、1752 年にはラングドック地方北部のヴィヴァレ地方のオブナに、繰糸・撚糸のための国王マニユファクチュアが設立された¹⁵。

このように、ラングドック地方では、中世より養蚕や繰糸が小規模に行われてきたが¹⁶、18 世紀にはリヨンおよびニームにおける絹織物業や靴下製造業の発展のもとで、原料繭や絹糸の需要の増加が起きていた。また、外国産の原料への依存から脱却することも求められた。そして特に 1750 年代以降は、地域権力および王権の支援策の拡大が起き、積極的な技術改良による生産の拡大や品質の改良が目指された。こうした諸権力による産業への介入の強化は、労働の現場には労働管理としてのしかかってくることになる。諸権力が連携するなかで、どのように労働の現場に圧力が加えられていくのか、繰糸方法や作業場の規律化を目指した企業家と諸権力の動きを次にみていこう。

¹⁴ Reynier, *op.cit.*, pp. 64-66.

¹⁵ Jean Charay, « La manufacture de soie d'Aubenas en Vivarais au XVIII^e siècle », dans *Vivarais et Languedoc*, Montpellier: Université Paul Valéry, 1972, pp. 207-213.

2 絹糸生産の管理・統制

(1) 18世紀半ばまでの諸権力の命令

ラングドック地方では、17世紀末から高等法院、地方長官、国王諮問会議によって、絹糸生産の領域に関する命令が相次いで出されていた¹⁶。1668年トゥルーズ高等法院裁定は、ニーム絹商人ギルド幹部(Sindics)による請求を受けて出されたものである¹⁷。裁定は、ラングドック地方で製造された生糸の売買において不正が確認されたとし、売買においては、同じ種類と品質の生糸で束ねることを商人に命じた。さらに、1695年には、地方長官がこの高等法院裁定を守るように命令を出した。

1707年の繰糸に関する国王諮問会議裁定は、ラングドック地方三部会総代の請求によって出されたものである¹⁸。三部会総代は、繊細な絹の繰糸において玉繭(二頭以上の蚕が作った一つの繭)を混ぜたり、同一のかせ(生糸の束)に太い生糸と細い生糸を重ねたり、あるいは、生糸を束ねるために紐(ficelle)を用いることによって、かせの重量が増していると糾弾していた。こうした不正がラングドック地方の繰糸作業で行われており、改

¹⁶ ここで取り上げる各種の命令については、以下の研究でも言及されている。Reynier, *op.cit.*, pp. 59-60, 61-62; Teisseyre-Sallmann, *op.cit.*, p. 229. 本稿ではこれらの命令の詳細を論じ、命令の内容の変化に権力の質の変化をみていく。

¹⁷ Archives départementales de l'Hérault (以下、A.D.Héraultと略記。なお、史料原文にタイトルがついている場合にはイタリック体で表記した)、C 2265, Arrêt du Parlement de Toulouse, 14/07/1668. この高等法院裁定の発端は、ニーム絹商人ギルドによる請求が、ニーム・セネシャル裁判所に提出され、1668年5月に同裁判所によって命令が出されたことにある。請求はその後、トゥルーズ高等法院に上げられ、同年7月に先のセネシャル裁判所の命令を踏まえて高等法院の裁定が出るにいたった。

¹⁸ A.D.Hérault, C 2265, *Arrest du Conseil d'Etat du Roy, du 18 Octobre 1707. Portant Reglement pour le tirage des Soyes.*

善されなければ産業を衰えさせると三部会総代は訴えた。これを受けた国王諮問会議裁定は、生糸の品質ごとに繭を分けること、また同一のかせにおいて品質の異なる絹糸を混ぜることを禁じた。またこれに加えて、上級の生糸を束ねる紐は二本までとし、これ以上使用する場合には、重さの分を生糸の重量から差し引くことを命じた。そして、この国王諮問会議裁定の執行が、ラングドック地方長官に命じられた。

1714 年地方長官命令は、ニーム絹商人からの要請によって出されたものである¹⁹。商人たちは、先の 1688 年トゥルーズ高等法院命令の順守を再度求めた。地方長官は、繰糸工（Tireurs）や、絹糸を売買している者に、かせには同種類および同品質の絹以外の紐や素材を混ぜることを禁止し、また購入する者は、絹以外の紐や素材を混ぜたかせを、絹と同じ値段で買ってはならないとしている。先の高等法院命令で問題となった商人に加えて、繰糸工と購入者が取り締まりの対象となっていることがわかる。

1729 年地方長官命令も、ニーム絹商人からの請願が発端となって發布されたものである²⁰。商人たちの指摘によると、上記の高等法院と地方長官の命令がしばらく効力を発揮してきたが、ここ数年の間に再び不正がみられるようになり、増加さえしているという。例えば繰糸において他の糸を混ぜるだけでなく、繰糸の際に除くべき病気の繭や玉繭を混ぜていることが特に問題視された。商人たちは、これまでの高等法院および地方長官による命令の順守と、高級絹糸であるオルガンサンの生産の際には、病気の繭と玉繭を用いることを禁じてもらいたいと、地方長官に訴えていた。1729 年の地方長官命令は、この要望を全面的に認めたものとなっており、繰糸作業前に行われる繭の選別がより具体的に指示された。繰糸の現場への圧力が、一段と強まっているといえるだろう。

そして、1748 年 6 月 1 日地方長官命令は、これまでの地方長官命令やラングドック地方マニユファクチュア視察官の意見を踏まえて、繭の選別や、

¹⁹ A.D.Hérault, C 2265, Ordonnance de l'intendant de Languedoc, 22/04/1714.

²⁰ A.D.Hérault, C 2265, Ordonnance de l'intendant de Languedoc, 06/06/1729.

かせを結ぶ糸は生糸と同品質のものを使用することを命じた²¹。命令対象は、繰糸工 (Fileurs) と繰糸場の経営者 (Entrepreneurs de Filatures) であった。これまでの命令の対象であった繰糸工にくわえて、繰糸場の経営者が挙げられていることが特徴である。

このように、17世紀末から18世紀半ばにかけて、諸権力から繰り返されていた命令をみると、絹糸生産の領域に対してしだいに諸権力による関与の度合いが深まっていたことがわかる。規律化の対象は、はじめは生糸の売買を担っていた商人たちが中心で、商取引における不正が問題になっていたが、次第に生糸の生産者に、そして生糸の生産の集団化を担った作業場の経営者たちに向けられていったことが読み取れる。

また、諸権力に圧力を加えていたのは、ニーム絹商人や、ラングドック地方三部会であり、これに高等法院や国王諮問会議および地方長官がこたえ、命令を発布していた。ただし、地方長官は単に請願を受け取って産業界の問題に関与したのではなく、特に1748年の地方長官命令では、マニュファクチュア視察官の意見が踏まえられていたことから、自らもこの問題に積極的に関与していたことがわかる。18世紀半ば以降、地方長官は地方長官の指揮下にあったマニュファクチュア視察官との連携を緊密にしながら、対策を練っていたことがうかがえる。

こうした諸権力による絹糸生産の現場への関与の強化の延長線上に、次にみていく1751年の地方長官命令があるといえるだろう。しかし、次にこの命令の詳細をみていくとわかるように、1751年地方長官命令は、これまでの繰糸の現場に対する監督強化の流れにありながらも、これまでと比べてはるかに強力に労働者の管理を進めようとするものであった。諸権力によるラングドック地方の絹工業への関与において、18世紀半ばに一つの転機が生じることになるのである。

²¹ A.D.Hérault, C 2280, *Ordonnance du premier Juin 1748. Concernant le filage des soyes.*

(2) 1751 年地方長官命令

1751 年 6 月 2 日の地方長官命令は、これまでの命令に比べて、企業家に対する要求事項が増えており、繰糸作業における繰糸場の経営者の存在感が増していることも特徴の一つであるが、命令対象は、繰糸場の経営者や雇用者だけでなく、繰糸工でもあることが、まず確認すべき点である。あくまでもこの命令では、「繰糸（filature）」が行われる様々な形態や場所が念頭に置かれている²²。

この命令は、先にみた 1748 年の地方長官命令が守られていないという、ニーム商人およびモンペリエ商人総代からの報告を受けて発布されたものであった。商人総代らは、1748 年命令の順守を地方長官が再度命令することや、「労働者の企業家への必要な従属（une subordination nécessaire de l'Ouvrier à l'Entrepreneur）」をうちたてる新しい措置を求めた。地方長官は、先の 1748 年地方長官命令に加えて、ニーム・マニュファクチュア視察官と、ラングドック地方総マニュファクチュア視察官の意見を踏まえて 1751 年に命令を出した。全 9 条から構成されている命令について、以下で詳細をみていくが、先の 1748 年命令を踏まえながらも、これまでの命令をはるかに超えて、繰糸作業の現場の管理を強化することが意図されたものになっていた。それぞれの項目の内容を順次みていこう。

第 1 条では、まず 1748 年地方長官命令の順守が命じられ、これに従って、繭は三種類に分類するべきであるとされている。一つ目は、欠陥のあるものから選り分けられた優良の繭であり、二つ目は貧弱で柔らかい繭、三つ目は玉繭である。これらを繰糸作業において混ぜてはならないことが、繰糸工（Fileurs）と繰糸場の経営者（Entrepreneurs de filatures）に命じられた。これに違反した場合には、生糸の没収と 20 リーヴルの罰金が科せられ、回収された罰金の三分の一は国王に、三分の一はギルド幹部（Gardes jurés）あるいは視察官（Visiteurs）に、残りは貧者（Pauvres）に割り当て

²² A.D.Hérault, C 2295, *Ordonnance du 2 juin 1751. Concernant la filature des soyes.*

られることが記されている。

第2条では、かせの生糸の品質をそろえることが求められている。かせは端から端まで、同品質の絹糸から構成されていなければならない、これに違反した場合にはかせを没収し、関与した者は火刑に処するか、公共の広場での首枷の刑に処すること、その際には繰糸工（Tireur）の名前とともに刑が執行されることが指示されている。またこれにくわえて300リーヴルの罰金を科し、第1条と同じように分配することも命じられている。

第3条では、マニュファクチュア視察官やギルド幹部などによる繰糸場の視察の際には、繰糸場の所有者は、繭あるいは第1条で命じた三種類に分類された生糸を提示しなくてはならないことが指示されている。もしそれができない場合には、20リーヴルの罰金が科せられる。またこの場合には、繰糸された生糸は回収され、専門家によって検査を受ける。その生糸に欠陥が見つかった場合には、第1条に示す罰金が科せられることが明示された。

第4条では、かせを結ぶ際には、かせの生糸と同じ生糸を用いることが命じられている。違反した場合には、20リーヴルが罰金として科せられ、回収された罰金は第1条に示された割合と同じかたちで分配される。

第5条ではまず、すべての繰糸場の経営者に、第1条で命じたように繭を選別させることを命じている。そして繭の選別は、男性繰糸工や女性繰糸工（Fileurs ou Fileuses）にこれを渡す前に行わなくてはならず²³、もしくは繭を繰糸機が設置された場所に持ち込む前に行わなければならないとされた。また、この選別は、男性繰糸工や女性繰糸工、あるいは繰糸機を稼働させる男性繰糸杵回転工や女性繰糸杵回転工（Tourneurs ou Tourneuses）に行わせることは厳禁であると、地方長官は命じている。違反した場合は20リーヴルの罰金とし、回収された罰金は上記と同じように分配されるとしている。

²³ 命令では、「男性繰糸工や女性繰糸工」という表現が散見されるが、実際に繰糸作業にあたっていた労働者はほとんどが女性である。

第6条では、男性繰糸工や女性繰糸工は、雇用者の指示がなければ繭のくず（brins）を絹糸に入れ込んで서는ならないとしており、もし違反した場合には初犯で20ソル（1ソルは20分の1リーヴル）の罰金、再犯の場合には繰糸の季節の残りの期間は繰糸を禁じるとしている。また繰糸工は他の命令にも従わなければならない、例えば、たらいの水の入れ替えや、1日の労働時間、その他絹糸の品質を良くする他の作業についての指示を守ることが求められた。各違反につき、少なくとも5ソルの罰金を科し、これは貧者に分け与えられるとされている。

第7条では、男性繰糸工や女性繰糸工には、日当が支払われなければならないことが示された。経営者と雇用主（Maitre）が、生産される生糸の量に応じて労働者に賃金を支払うことは禁止されている。また、繰糸工に1日の仕事量として、繰糸をする繭の量や、生糸の量をあらかじめ決めて仕事を行わせることも禁じられている。違反の場合には300リーヴルの罰金を科し、3分の1を国王に、3分の1をギルド幹部に、残りを貧者に分け与えることが示されている。

第8条では、いかなる男性繰糸工や女性繰糸工も、雇い主から辞職許可書（Billet de congé）を得ることなしに、雇い主の家での仕事をやめることはできないとし、繰糸の季節には雇い主の繰糸場を去ってはならないと記されている。また、雇用者や繰糸場の経営者は、他の雇用主のもとから来て、辞職許可書を提示しなかった労働者（Ouvriers）を雇ってはならないことも命令されている。また、もし雇用主が繰糸工に辞職を認めなかった場合には、繰糸工は、マニュファクチュア監督官（Juges des Manufactures）に雇用主のもとを去らなければならない理由を説明して辞職許可証を得ることとし、この場合にはこの許可証なしに雇ってはならないとされた。違反があった場合には、雇用者や繰糸場の経営者には300リーヴル、男性繰糸工および女性繰糸工には30リーヴルを課し、第7条に示すとおりに分配されることも明示された。

第9条は、マニュファクチュア視察官に、この命令が順守されているかどうかを確認するために、市場や繰糸場の調査や監視を行うことを求めて

いる。また、この命令があらゆる場所で読み上げられ、掲示されることが命じられている。

以上のように、1751年地方長官命令は、これまでの各種の命令に比べても、絹糸生産に関して具体的でかつ細部にわたる内容になっている。その特徴を整理していくと、まず第2条においてかせの生糸の品質をそろえることが求められているが、これに違反した場合に300リーヴルの罰金が科せられることになっており、他の違反の項目に比べて非常に重い罰金額となっている。また、かせの生糸をそろえない場合には、火刑もありうることが示されており、極めて強くこの問題に対処しようとした地方長官の態度が表れている。

さらに、上記の300リーヴルが罰金として科せられる場合、念頭におかれている対象者が、繰糸工であることも重要だろう。第2条では、刑の執行の際に、繰糸工の名前を提示することが指示されており、かせの生糸の品質をそろえることの責任は繰糸工にあり、かつ繰糸工こそがこの問題を引き起こす張本人であることが想定されている。繰糸場の経営者や雇用者には、この問題の責任はないと考えているのである。

そして、罰金がすべて国王に収納されるわけではなく、ギルドと貧者にも分配されている点も興味深い点である。ギルドがこの絹糸生産の規律化に深く関与しており、違反行為によって利害が損なわれている被害者として考えられていたことがわかるだろう。また、罰金が貧者へも分配されている点は、繰糸マニュファクチュアに捨て子施設から子供たちが労働力として送り込まれていたこととも関係していると考えられる²⁴。産業促進と「福祉」が関連づけられて、王権の政策となっていたことがうかがえる。

また、第5条で繭の選別を、繭を繰糸工に引き渡す前に行われなければ

²⁴ Daniel Murat, « Le travail des enfants abandonnés du Gard dans les filatures de soie (seconde moitié du XIXe siècle) », dans Roland Caty (dir.), *Enfants au travail*, Aix-en-Provence: Presses universitaires de Provence, 2002, pp. 153-167.

ならないことが命じられている点も重要である。第1条とともに、繭の選別が重視され、さらにこの作業を繰糸工の作業からは分離させ、繰糸工には繰糸作業のみを行わせることが意図されている。繰糸工の作業の自由度を制限することを試みているのである。

さらに第6条は、雇用者によるさまざまな命令に対して、繰糸工は常に従わなければならないことが示されている。一方で、この項目への違反が、20 ソルや5 ソルの罰金刑で、これまでよりも少額であり、また収納した罰金を収納する先が貧者のみである点も、これまで指摘されてきた違反行為への対応とは異なる。繰糸作業の細かい規定になるため、違反を指摘することは困難と判断したのだろうか。

このように、第1条から第6条までと第9条は、繰糸作業の厳密化と、繰糸作業の改良を求めており、これまで出されてきた各種命令の延長線上にあると考えられる。しかし、第7条と第8条の規定は、既存の命令とは明らかに異なる規定であり、労働の現場ではその後に争点となった。この第7条と第8条が意味することを、次に検討しよう。

(3) 労働者管理の強化への試み—第7条と第8条

ここでは、1751 年地方長官命令の全9条のうち、特に第7条と第8条を問題にし、この命令が労働者管理の強化をはかっていた点をみていきたい。

第7条は、前節で詳細をみたように、繰糸工には日当を支払うことが指示されている。第7条で示されている措置への違反に対しては、300 リーヴルが科せられることになっており、1751 年命令において、経営側に科せられた罰金のなかでは最も重い。したがって、この項目は経営者への要求として、最も重視されていた政策といえるだろう。

命令が、日当を支払うことを強く求めていたことからわかることは、この当時は、繰糸作業の多くが出来高払いだったということである。原料繭を経営者側が用意し、これを労働者に渡して繰糸作業を行わせて生糸を買い取る。このやり方であれば、繰糸場をどこかに設置する必要がなく、労働者を集約する必要もないだろう。しかし、日当を支払うということにな

れば、労働の過程や中身が問題になってくる。地方長官命令は、前もって1日に作業する繭の量や生糸の量を決めることもあわせて禁止しているの
で、労働者の労働そのものを管理するしか経営者には残された道はないとい
うことになるだろう。繰糸工に家内労働をさせるのではなく、作業場に
集約して、雇用者に労働者を管理させることを、地方長官命令は促してい
るといえるだろう。

また、辞職許可書を繰糸工に義務化している第8条は、これに違反した
繰糸工に30リーヴルを科しており、辞職許可書を所持しない労働者を雇
用した場合、雇用者に第7条と同じく300リーヴルを科することが定めら
れている。罰金刑の重さからして、この第8条もまた先にみた第7条となら
んで、1751年地方長官命令が重要と考えていた項目であることがわかる。

この辞職許可書に関する規定は、1749年にフランス全土に向けて発布さ
れた王令と連動していると考えられる。1749年王令は、労働者に辞職許可
書の取得や、ギルド親方事務局への登録を義務化した。これより前の時代
にも、さまざまな都市や職種において、限定的にこの義務を課していた場
合があったが、全国一律にこの規定を命じたのが、1749年王令であった²⁵。
1751年地方長官命令では、この王令について言及はしていないものの、王
権による労働者の移動に対する管理強化の政策と、同時代的な動きとみる
ことができるだろう。

ここまでみてきたように、1751年地方長官命令の第7条と第8条で定め
ている繰糸に関する項目は、ラングドック地方でたびたび発布された命令
には含まれていない内容をもつ画期的なものであった。この地方長官命令
は、1780年代にも有効性を持っており、この命令が18世紀後半のラング
ドック地方の繰糸に関して、決定的な規定となったといえるだろう。18世
紀半ば以降のラングドック地方の絹糸生産においては、「労働者の経営者
への必要な従属」を打ち立て、労働者の管理を強化することによって、絹

²⁵ Jean Nicolas, *La rébellion française. Mouvements populaires et conscience sociale (1661-1789)*, Paris: Éditions du Seuil, 2002, pp. 294-295.

糸の品質を向上させることが目指されたのである。

3 女性労働者の抵抗

1751年地方長官命令は、諸権力や商人・企業家たちによる労働者管理への強い要望が結実したものと捉えることができるが、その実効性については別に検討する必要があるだろう。というのも、この命令の発布の直後から、地方長官補佐やマニュファクチュア視察官から、地方長官のもとに命令への違反の報告が相次いで寄せられていたからである。

地方長官命令への違反として、特に問題となったのは第7条と第8条の規定である。以下では、それぞれの項目に対する違反の報告を分析することとおして、女性繰糸工の労働の実態と労働への意識をみていきたい。

(1) 家内労働の要求—第7条をめぐる

1751年地方長官命令の第7条は、労働者に対して日当を支払うことを命じており、直接的に繰糸工の自宅での繰糸作業を禁止したものではなかった。しかし実質的にこの規定は、繰糸工を特定の場所に集めて、繰糸作業を雇用者が管理する体制を整えることを促すものとして、命令の実施にあたった現場では捉えられた。

例えば、1751年7月にベジエ近郊のサン＝シニアンのマニュファクチュア視察官は、同町での第7条への違反行為を地方長官に報告していた²⁶。視察官によると、地方長官命令に対する二つの違反行為が確認されたとし、一つ目は女性繰糸工に日当ではなく出来高で支払いが行われていること、

²⁶ 1792年段階で、ベジエの人口は16535人、サン＝シニアンの人口は3347人であった。Claude Motte, Marie Elisabeth, Martin Laprade et Jean-Marc Peysson, *Paroisses et communes de France. Dictionnaire d'histoire administrative et démographique: Hérault*, Paris: Éditions du centre national de la recherche scientifique, 1989, pp. 130, 377.

二つ目は企業家がある特定の場所で女性繰糸工たちを働かせていないことを指摘した²⁷。

このサン＝シニアン²⁸の状況を地方長官から知らされたベジエ・マニユファクチュア視察官は、この町での現地調査を命じられ、その結果として、この町の企業家たちは、繭と木炭の量をあらかじめ決めて繰糸工に渡すことによって、出来高で給与を支払うことが慣例となっていることを報告している。ほとんどの女性繰糸工は、自宅や自宅周辺で自らの作業場を設置して作業を行っていた。企業家たちは、この出来高による支払方法は慣習となっており、これを変更することを希望する女性繰糸工を見つけることは不可能であると考えていた。なぜなら、女性たちは稼ぎを得ることに熱心で、多くの仕事を行おうとしており、もし日当が支払われることになれば、そうはならないだろうと企業家たちは視察官に回答している²⁸。

つまり、女性繰糸工をリクルートするという点においても、熱心に労働に従事させるという点においても、旧来の賃金の支払い方法である出来高払いを継続したいというのが、企業家たちの主張であった。また地方長官命令にもかかわらず、企業家たちがこうした態度をとっている点には、女性繰糸工の自らの労働についての考え方が、絹糸産業のあり方に影響を与えていたということを読み取ることができる。

こうした女性繰糸工と企業家による地方長官命令への違反状態に対し、ベジエ・マニユファクチュア視察官は改善に乗り出した。視察官は企業家たちを集めて、地方長官命令の重要性について説明する機会を設けたことを、地方長官に報告している。その結果、1年後の1752年の時点ではほとんどすべての企業家が繰糸機を設置する場所を確保し、女性繰糸工にそこで共同で労働に従事することを義務化したことが報告されている。しか

²⁷ A.D.Hérault, C 2262, Lettre de l'inspecteur des manufactures de Bézier à l'intendant, 23/08/1752.

²⁸ A.D.Hérault, C 2262, Lettre de l'inspecteur des manufactures de Béziers à l'intendant, 08/08/1751.

し同時に、女性繰糸工のなかには家で繰糸作業を行うことを望む者もあり、これが他の者たちの不満を引き起こしたことも、あわせて報告では述べられている²⁹。労働の現場では、地方長官命令の強制力が働きながらも、これに対する不服従はなお残り続けたことを示唆しているといえるだろう。

絹工業の中心都市であったニームでも、同じような状況は生まれていた。命令から 30 年以上たった 1786 年のニーム・マニュファクチュア視察官の証言をみてみよう。ニームの繰糸の作業場では、当初は女性繰糸工を集めて作業を行わせていたが、数名の女性繰糸工に家での繰糸を許可したのを皮切りに、すべての女性繰糸工が自宅でなければ働こうとしない事態におちいったという³⁰。1780 年代のニームでも、女性繰糸工には決まった繭と木炭を渡して繰糸を行わせることが慣習となっており、地方長官命令を根拠とした企業家たちの試みも、女性繰糸工の自宅での繰糸を止めさせることはできなかったことになる。

これらの視察官らの証言からは、女性たちが企業家たちが設置した作業場ではなく、自宅での繰糸を望み、時には企業家たちに対して自らの労働環境の改善を求めて交渉していたことが読み取れる。では、なぜ彼女たちは自宅での繰糸を強くそして粘り強く要求し続けたのだろうか。

上記のニーム・マニュファクチュア視察官は、次のように考察している。女性繰糸工のなかには、一度に引く繭の数を増やして繰糸をし、早く仕事を終わらせる者がいる。また、女性繰糸工は企業家から繰糸作業の時間に基づき必要な木炭を受け取っているが、これもあらかじめ指定されていた繭の数よりも多くの繭を一度に引くことにより、作業時間を短縮し、結果として木炭を節約することになっているという³¹。

²⁹ A.D.Hérault, C 2262, Lettre de l'inspecteur des manufactures de Béziers à l'intendant, 23/08/1752.

³⁰ A.D.Hérault, C 2295, *Observations sur les filatures de soie à Nîmes*, en juillet 1786; Reynier, p. 62.

³¹ A.D.Hérault, C 2295, *Observations sur les filatures de soie à Nîmes*, en juillet

以上からわかることは、18世紀末まで絹糸生産においては、最新の設備をもつ大マニュファクチュアが出現しながらも、女性繰糸工の自宅での作業が常態化していたことである。そして、さらに重要だと思われる点は、地方長官命令をもってしても女性繰糸工に作業場での繰糸を強制できなかった点である。女性繰糸工は、自らの労働の条件をめぐって企業家たちと交渉していた。繰糸作業を自宅で行うことにより、女性労働者たちではできるだけ早く仕事を遂行して手間賃を多く稼ぎ、木炭などの繰糸作業にかかわる副産物を収入として獲得することもできた。家内労働は、収入を最大化することを可能にするものとして、女性繰糸工はこれを望み、雇用主と交渉を行っていたのである。

(2) 雇用関係の重複—第8条をめぐって

1751年地方長官命令の第8条も、労働者の管理を強化しようとする項目であった。ここで、第8条に対する女性繰糸工の対応をみていこう。第8条は、繰糸工に辞職許可書の取得を義務付け、これにより繰糸工が仕事の途中で失踪することや、一度に複数の雇用主のもとで労働に従事することを阻止することを意図していた。しかし、この規定もまた労働の現場では、順守されていなかったことを示唆する事例が、地方長官宛てに報告されている。

1783年ベジエの繰糸場のある経営者が、自らが雇用していた女性繰糸工が隣町のサン＝シニアン（Saint-Sinien）の繰糸作業場にも働きに出ているとして、地方長官に訴えた³²。地方長官補佐はこれを調査し、女性繰糸工に出頭を命じたが、女性繰糸工は現れず、彼女が再びサン＝シニアンに働きに出かけたことを知ったため、サン＝シニアンの市政官ら（consuls）へ連絡し、女性繰糸工に1週間以内にベジエの繰糸場に戻ることを命じさせた。

1786.

³² A. D. Hérault, C 2294, Lettre du subdélégué de Béziers à l'intendant, 13/08/1783.

この事例で特徴的なことは、地方長官、地方長官補佐、都市当局、そして企業家が連携しながら、一人の女性繰糸工の動向を監視して搜索し、執拗に繰糸作業を行わせようとしていることである。サン＝シニアンでの別の雇用もあったことから、女性繰糸工の需要は高かったことが読み取れ、企業家や諸権力は女性労働者に仕事を遂行させようと必死であるようにみえる。

こうした企業家と諸権力に対して、訴えられた女性繰糸工の行動について特筆すべき点は、彼女が都市当局や企業家の要請に簡単には応じていない点である。この問題に対応していた地方長官補佐が説明するところによると³³、一度目の地方長官補佐による出頭命令においては、女性繰糸工と同時に呼び出されていた母親のみが補佐のもとに現れていた。また、サン＝シニアンの市政官に彼女を搜索させた結果、日曜日の夕方に出頭するという報告を地方長官補佐は受けたものの、この約束も女性繰糸工は反故にした。サン＝シニアンの市長は、確かに彼女にすぐに出立することを約束させたにもかかわらず、彼女はしばらく町にとどまっていたと、地方長官に報告している³⁴。ベジエの企業家は、彼女の到着の遅れが彼に多くの損害を与えていると、地方長官補佐に訴え続け圧力をかけていたが³⁵、事態は企業家の訴えのように、簡単に解決されていなかったことがわかる。

このように、1751 年地方長官命令の第 7 条と第 8 条は、労働者管理の強化をねらった項目であったにもかかわらず、命令の発布直後から違反行為が地方長官に報告されていた。さらに 1780 年代には女性繰糸工の自宅での繰糸が再び常態化していたことがわかる。また、雇用関係が重複するこ

³³ A. D. Hérault, C 2294, Lettre du subdélégué de Béziers à l'intendant, 13/08/1783.

³⁴ A. D. Hérault, C 2294, Lettre du maire de St. Chinian à l'intendant, 24/08/1783.

³⁵ A. D. Hérault, C 2294, Lettre du subdélégué de Béziers à l'intendant, 13/08/1783.

とを禁止する措置も守られていなかった事例も報告されていた。女性繰糸工は、繰糸の季節に多くの作業場から要請を受けていたのであり、企業家は時には彼女たちに労働条件をめぐって譲歩せざるをえず、また地方長官命令に反する行為に関与していたのである。1751年地方長官命令の実質的な効力は、かなり疑わしいといえるだろう。労働の現場では、地方長官命令を強制しようとする企業家や諸権力に対して、女性労働者たちは抵抗しており、ここに女性繰糸工の自らの労働環境に対する主体性を読み取ることができるのである。

おわりに

以上のように、18世紀のラングドック地方では、隣接するリヨンや、ラングドック地方の商工業の中心都市であったニームの絹工業の発展のなかで、原料繭や絹糸の生産に従事する地域が広がっていった。そして1750年代以降は、地域権力および王権の支援のもとで、生産の拡大や品質の改良が目指され、絹糸生産に関するさまざまな命令も発布された。こうした各種の命令のなかで、大きな転換点となったのが、1751年地方長官命令であった。この命令は、これ以前の絹糸生産にかかわる命令と比べてはるかに労働の現場のあり方に踏み込んだものであり、特にその第7条と第8条は、労働者を作業場に集約し、移動の制限を行うことが意図されたものであった。しかし、こうした地方長官命令の労働者の管理強化は、絹糸生産の現場のこれまでのあり方を大きく変更させるものとして、労働の現場を中心的に担っていた女性繰糸工の抵抗にあうことになった。女性繰糸工は、家内労働を要求しており、また雇用先の選択を制限しようとする企業家や諸権力に抵抗した。

1751年地方長官命令にいたるまでの18世紀の諸権力による命令の内容の変化には、諸権力による経済への介入の仕方が変化したことが如実に示されている。すなわち、絹糸の商取引の規制から、絹糸の製造方法の統一化へ、そして絹糸生産にかかわる労働者の管理へという変化である。フィ

リップ・ミナルは、18 世紀フランスにおいて、諸権力による経済活動への介入が、「製造や市場の統制・管理（police）から労働と労働者の統制・管理へ」と変化したと指摘しているが、こうした変化は、ラングドック地方の絹糸生産の領域にもみて取ることができる³⁶。

しかし、本稿で明らかにしたように、こうした権力の介入に対して、労働を実際に担っていた女性労働者は容易にこれに従うことはなかった。女性労働者の労働に対する主体性は、ここでは家内労働の要求や、雇用先の選択と変更をめぐる交渉が、ラングドック地方の絹糸生産のあり方に直接的に影響を与えていたことも重要である。

このように 18 世紀の絹糸生産において家内労働が一般的であった状態や、労働の集中化が十分に行われなかったことに対して、この時代の絹糸生産の欠点や限界として評価する研究はある³⁷。しかし、ここに女性たちの労働をめぐる闘争と労働者としての主体性を読み取ることは可能である。プロト工業化論をはじめとして、この時代の経済や社会を理解しようとするとき、女性労働者の主体的な経済への関与のあり方を、重要な要素してみなす視点は必要だろう³⁸。ただし、ここで取り上げた女性労働者の主体性の限界についても検討する必要があることもたしかである。この点

³⁶ Philippe Minard, *La fortune du colbertisme: État et industrie dans la France des Lumières*, Paris: Fayard, 1998, p. 298; Nicolas, *op. cit.*, p. 295.

³⁷ 例えば、ラングドック地方の山岳地域であるヴィヴァレ地方の絹糸生産について、先駆的でありながら現在も最も重要な研究であるレーニエの研究が挙げられる。Reynier, *op. cit.*, p. 62.

³⁸ 都市史および経済史において、女性の主体性が軽視されてきたことを問題として指摘したものとして、以下を参照。Anne Montenach et Deborah Simonton, « Introduction: Gender, Agency and Economy: Shaping the Eighteenth-Century European Town », dans Simonton et Montenache (dir.), *Female Agency in the Urban Economy: Gender in European Towns, 1640–1830*, New York: Routledge, 2013, pp. 1–14.

については別の機会に検討することとしたい。

【付記】本研究は、JSPS 科研費 19K01082 基盤研究(C)「18世紀フランスの農村工業化における社会秩序変容—ラングドック地方を事例に一」の助成を受けたものである。また本稿は、ジェンダー史学会第20回年次大会(2023年12月10日)における自由論題研究発表「18世紀ラングドック地方における絹糸生産と女性労働」をもとにしたものである。